附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

○法務省令第七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第二号、第九条第一項及び第二項、第十七条第二項並びに第六十二条の規定に基づき、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

法務大臣　山下　貴司

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

別紙様式第８号（第１９条関係）

表　面

身　分　証　明　書　　第　　号

写　真

契印

官　　職
氏　　名
生年月日

上記の者は，裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第２１条第１項に規定する立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。

交付日　　年　月　日
（　　年　月　日まで有効）

法務省大臣官房司法法制部長　　印

裏　面

注　意　事　項

１．この証明書は，検査の際に必ず携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。
２．この証明書は，他人に貸与し，預け入れ，又は譲り渡してはならない。
３．この証明書を破損し，又は紛失したときは，直ちに発行者に届け出なければならない。
４．新たな証明書の交付を受けたとき，退職若しくは転職したとき，又は検査に従事しなくなったときは，直ちにこの証明書を発行者に返還しなければならない。
５．官印のないもの及び写真に契印のないものは無効とする。

注．用紙の大きさは，日本産業規格Ｂ列８番（６４×９１㎜）とすること。

別紙様式第８号（第１９条関係）

表　面

身　分　証　明　書　　第　　号

写　真

契印

官　　職
氏　　名
生年月日

上記の者は，裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第２１条第１項に規定する立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。

交付日　　年　月　日
（　　年　月　日まで有効）

法務省大臣官房司法法制部長　　印

裏　面

注　意　事　項

１．この証明書は，検査の際に必ず携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。
２．この証明書は，他人に貸与し，預け入れ，又は譲り渡してはならない。
３．この証明書を破損し，又は紛失したときは，直ちに発行者に届け出なければならない。
４．新たな証明書の交付を受けたとき，退職若しくは転職したとき，又は検査に従事しなくなったときは，直ちにこの証明書を発行者に返還しなければならない。
５．官印のないもの及び写真に契印のないものは無効とする。

注．用紙の大きさは，日本工業規格Ｂ列８番（６４×９１㎜）とすること。